

不作為についての異議申立書

平成25年11月 3日

武雄市教育委員会委員長 殿

異議申立人

行政不服審査法に基づき下記のとおり異議申立する

記

1 異議申立人の住所、氏名、年齢

住所 大阪府

氏名 年齢

2 不作為にかかる処分についての内容および申請年月日

申請年月日 平成25年9月21日

申請の内容 次の3件の公文書開示請求

- ・ 平成24年度の「武市教文生」の文書件名簿
- ・ 平成25年度の「武市教文生」の文書件名簿
- ・ 武雄市図書館の電灯設備（照明・コンセント等）の図面

3 異議申立の趣旨および理由

上記2に記載の内容について、それぞれ武市教文生第90号、同第91号、同第92号（各通平成25年10月8日付）に於いて平成25年10月23日に期限が延長されたが未だ公開決定がなされていない。

本件は武雄市情報公開条例第10条に違反しているため、直ちに必要な公開決定を行うように文化・学習課に対して命じるよう求める。

以上